

山鹿市物品売払 一般競争入札要項

【 物品名：スズキ エブリィ（ジョイン）】

山鹿市が行う物品の一般競争入札に参加される方は、本要項を承知の上、入札に参加してください。

目 次

1	一般競争入札参加要領	1 P
2	物品調書	8 P
3	現況写真	8 P
4	売買契約書（案）	10 P
5	提出書類等チェックリスト	14 P
6	入札関連様式	15 P

山 鹿 市

建設部 建設課

〒861-0592 山鹿市山鹿987番地3

TEL : 0968-43-1584

FAX : 0968-44-3200

一般競争入札参加要領

1 日程

内容	日時・期限	参照項目
1 入札の公告	令和8年 10月19日(月)	
2 申込受付期間	令和8年 10月19日(月) から 令和8年 11月 4日(水) 午後3時まで	6 入札参加申込の方法
3 車両の公開	令和8年 10月19日(月) から 令和8年 10月30日(金) まで ※期間中の午前9時から午後4時まで (土日祝日は除く) ※前日までの事前予約が望ましい。	7 物品の確認
4 入札保証金納付 入札書提出期限	令和8年 11月 9日(月) 午後3時まで	8 入札保証金 9 入札
5 開札	令和8年 11月10日(火) 午前10時	10 開札
6 契約締結期限	令和8年 11月17日(火) 午後3時まで ※契約締結後ただちに売買代金を支払う場合は契約保証金の納付は不要です。	11 契約の締結
7 契約保証金納付		
8 売買代金の支払	令和8年 12月 1日(火) 午後3時まで	12 売買代金の支払い
9 物品の引渡し	売買代金完納後	
10 所有権移転手続	物品を受け取った日から20日以内に所有者変更が確認できる書類又は、廃車したことが確認できる書類の写しを提出してください。(落札者が手続を行い費用も負担するものとします。)	13 所有権の移転等

2 物品

物 品 名	スズキ エブリィ (ジョイン)
初期登録年	平成21年12月
型 式	EBD-DA64V
有効期間の満了する日	令和9年12月9日
数 量	1台

保管場所	山鹿市役所 公用車第2駐車場
最低入札価格	220,000円（消費税相当額を含む。）

3 売却条件

(1) 次の用途に供すること及びこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は物品を第三者に貸すことは禁止します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員のその活動又はこれに類するもの。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれに類するもの。

4 入札参加資格

一般競争入札には、次のいずれかに該当する者を除き、個人、法人を問わず参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等
- (3) 国税及び地方税の滞納がある者

【参 考】地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

5 入札関係書類

入札参加者は、本要項 15 ページ以降に示す入札関係書類をホームページよりダウンロードしてください。

- (1) 山鹿市物品売払一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- (2) 入札保証金振込証明書（様式第2号）
- (3) 入札書（様式第3号）
- (4) 委任状（様式第4号）
- (5) 暴力団等に該当しないことの誓約書（様式第5号）

6 入札参加申込の方法

- (1) 申込みの受付（郵送、持参を問いません。）
 - ① 受付締切
令和8年11月4日（水）午後3時まで
 - ② 受付場所
山鹿市役所 建設部 建設課（市役所本庁舎2階）
〒861-0592（市役所専用番号） 山鹿市山鹿987番地3
- (2) 申込みに必要な書類等
 - ① 山鹿市物品売払一般競争入札参加申込書（様式第1号）
 - ② 証明書類
個人：印鑑証明書
法人：印鑑証明書及び法人登記現在事項証明書
 - ③ 国税及び地方税の納税証明書（未納がない証明）
 - ④ 暴力団等に該当しないことの誓約書（様式第5号）

7 物品の確認

物品の引渡しは現状有姿のままとしますので、入札参加者は、必ず入札前に物品の確認を行い、物品を熟知した上で入札してください。（確認の際は事前に連絡をすること。）

- ① 公開期間
令和8年10月19日（月）から

令和8年10月30日（金）まで

※期間中の午前9時から午後4時まで（土日祝日は除く）

② 公開場所

山鹿市役所 公用車第2駐車場

8 入札保証金及び入札

(1) 入札保証金の納付

入札に参加する前に、入札保証金として入札金額の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する金額を、指定金融機関の口座に振り込んでください。なお、振込手数料は入札参加者の負担となります。

指定金融機関	肥後銀行 山鹿支店
預金種目	普通
口座番号	1841415
口座名義	ヤマガシ

(2) 注意事項

- ① 入札保証金は、入札前までに入金いただく必要があります。入札日前の平日（令和8年11月9日（月）午後3時）までに入金をお願いします。
- ② 入札保証金の納付の際は、納付者、納付金額及び納付年月日を事前に担当者までご連絡の上、入札保証金振込証明書（様式第2号）を入札日前の平日（令和8年11月9日（月）午後3時）までにご提出ください。
- ③ 入札保証金の額が不足する場合は、入札に参加することができません。
- ④ 入札保証金は、入札終了後に返還の手続きを行います。なお、返還手続きに1週間程度の期間を要しますのでご了承ください。また、その受入期間について利息は付けません。
- ⑤ 落札した場合、入札保証金を契約保証金の一部として充当します。

(3) 入札書の提出は次のとおりです。

- ① 必要書類の提出期限：令和8年11月9日（月）午後3時まで
- ② 提出場所 山鹿市役所 本庁2階 建設課
- ③ 提出方法 書留による郵送、又は持参
- ④ 必要書類等

入 札 参 加 者	入札書を 提出される方	提出すべき書類等
個 人	本人が持参又は 郵送する場合	☐ 入札保証金振込証明書（様式第2号） ☐ 入札書（様式第3号）
法 人	代表権を有する 者が持参又は郵 送する場合	☐ 入札保証金振込証明書（様式第2号） ☐ 入札書（様式第3号）

代理人が持参する場合	☐ 入札保証金振込証明書（様式第 2 号） ☐ 入札書（様式第 3 号） ☐ 委任状（様式第 4 号）
-------------------	---

注意：入札保証金振込証明書（様式第 2 号）には、振込を依頼した金融機関の「振込受付書」（原本）を添付してください

(3) 入札時の注意事項

- ① 次のいずれかに該当する方は入札に参加できません。
 - ア 4（入札参加資格）に定める事項のいずれかに該当する者
 - イ 必要書類の提出を行わない者
 - ウ その他入札執行者の指示に従わなかった者
- ② 入札には、交付された入札書（様式第 3 号）を使用し、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に押印ください。ただし、金額の訂正は認めません。
- ③ 入札書は、物品名並びに氏名又は商号及び代表者職氏名を記入した封筒に封入してください。
- ④ 入札者は、その理由の如何にかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑤ 使用印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）を使用してください。
- ⑥ 入札の回数は 1 回です。
- ⑦ 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札
 - イ 同一人がした 2 以上の入札
 - ウ 不正行為による入札
 - エ 入札書の金額、氏名、印影（電子入札システムによる入札にあつては、電子署名）又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - オ 入札条件に違反した入札
 - カ 連合して行った入札
 - キ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
 - ク 金額を訂正した入札書による入札
 - ケ 開札の日時まで指名停止措置その他指名の取消事由に該当することとなった者のした入札
 - コ 入札に参加する際に提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
 - サ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

10 開札

(1) 開札は次のとおりです。

- ① 開札日時 令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火）午前 1 0 時

② 開札場所 山鹿市役所 本庁2階 建設課

(2) 開札は開始後直ちに開札担当職員が行います。

(2) 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、山鹿市があらかじめ公表している予定価格（最低入札価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに入札関係課以外の職員の代理によるくじによって落札者を決定します。

11 契約の締結

(1) 契約の説明

落札者決定後には、落札者に対して契約手続きの説明を行い、必要書類を交付します。

(2) 契約の締結

① 契約の締結期限

落札者には、山鹿市が指定した売買契約書により、令和8年11月17日（火）午後3時までに売買契約を締結していただきます。期限までに契約を締結しない場合は、落札は効力を失い、入札保証金は山鹿市に帰属します。

② 契約保証金の納付

契約を締結するまでに、売買代金の100分の10以上の契約保証金をお支払いいただきます。なお、納付済の入札保証金は契約保証金の一部として充当します。

③ 契約保証金は、その受入期間について利息は付けません。

12 売買代金の支払い

売買代金は、令和8年12月1日（火）午後3時までに納付していただきます。納付の際は、売買代金と契約保証金の差額を納付することになります。なお、期限までに売買代金の納付がなく、売買契約が解除となった場合は、契約保証金は山鹿市に帰属します。

13 所有権の移転等

(1) 物品の引き渡し

物品の所有権は、売買代金全額の支払が完了したときに移転するものとし、現状有姿のまま引き渡します。

(2) 所有権の移転

① 物品の所有権移転前に、落札に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

② 物品を受け取った日から20日以内に所有者変更が確認できる書類又は、廃車したことが確認できる書類の写しを提出してください。（落札者が手続きを行い費用も負担するものとします。）

14 その他

- (1) 入札関係書類に記載された個人情報、入札事務及び入札参加資格の確認（警察への情報提供を含む。）のみに使用します。
- (2) 売買契約締結後に、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除請求をすることはできません。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、契約不適合に限り物品引渡しの日から1ヵ月間、売買代金の減額のための責を負うものとします。
- (3) この要領に定めのない契約に関する事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び山鹿市契約規則等関係例規によるほか、山鹿市の指示によることとします。

物 品 調 書

物 品 名	スズキ エブリィ (ジョイン)
初期登録年	平成 2 1 年 1 2 月
型 式	E B D - D A 6 4 V
総走行距離	1 8 6 , 8 0 9 k m ※令和 8 年 1 0 月 2 日現在
有効期間の満了する日	令和 9 年 1 2 月 9 日
数 量	1 台
保管場所	山鹿市役所 公用車第 2 駐車場
最低入札価格	2 2 0 , 0 0 0 円 (消費税相当額を含む。)
その他	物品の引き渡しは現状有姿のままとします。 物品調書と現状が異なる場合は現状を優先します。

物 品 写 真





自動車検査証記録事項		登録年月日 合期 年 月 日		0910250335583	
1. 基本情報					
所有者氏名	熊本 480 ニ 183				
登録番号	DA664V-385910				
交付年月日	平成 21 年 12 月 10日	初年度検査年月日	平成 21 年 12 月	初年度検査終了年月日	合期 38 年 12 月 30日
2. 製造番号、所有者情報					
使用者の氏名又は名称	山禮堂				
使用書の住所	熊本県山禮堂市山禮 7-5 (4807 0001)				
所有者の氏名又は名称	使用書に記す				
所有書の住所	使用書住所に記す				
使用の本拠の位置	使用書住所に記す				
3. 車両詳細情報					
車名	スズキ (191)				
型式	EED-DA64V		活動機種の区分	K6A	
自動車種別	軽自動車	用途	貨物	自家用・事業用・貸与	自家用
乗員の定数	バン	(乗)	乗車定員	(4) 人	最大積載量 (250) 350kg
空車重量	950kg	総重量 (1420) 1410kg	長さ	339cm	幅 147cm 高さ 187cm
原動機	500cc	排気量	450cc	総排気量又は排気管径 0.60	
燃料の供給	ガソリン	型式認定番号	15132	製造日付番号	0610
4. 備考					
【注1】 製造年度 平成 22 年度環境省型式認定 平成 12 年自動車検査 近接型自動自転車 7 4 5** ※ 注 1 号 2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793					

物品売買契約書（案）

売出人山鹿市（以下「甲」という。）と買受人_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

（物品）

第2条 物品は、下記に示すものとする。

物 品 名 スズキ エブリィ（ジョイン）

数 量 1台

保管場所 山鹿市役所 公用車第2駐車場

（売買代金）

第3条 売買代金は、金_____円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金_____円以上（売買代金の100分の10以上）を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行するときは、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させるものとする。

6 入札保証金は、第1項の契約保証金に充当するものとする。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた額を、甲の発行する納入通知書により令和8年12月1日午後3時までに支払わなければならない。

（遅延利息）

第6条 乙は、前条に定める期日までに売買代金を納入しなかった場合は、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納金額について年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（売買代金等未納の場合）

第7条 甲は、乙が第5条及び前条に定める債務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合、第4条第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第8条 物品の所有権は、乙が売買代金を納付した後に乙に移転する。

（物品の引渡し）

第9条 甲は、第8条の規定により物品の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

(特約条項)

第10条 乙は、物品が山鹿市物品売払一般競争入札要項【物品名：スズキ エブリィ（ジョイン）】の内容であることを了承した上、現状有姿のまま物品を買い受けるものとする。

2 乙は、甲から物品の引渡しを受けた後において、処分等に要する費用があってもこれを甲に請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除請求をすることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、契約不適合に限り物品引き渡しの日から1ヶ月間、売買代金の減額のみの責を負うものとする。

3 前条の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第12条 本契約締結の時から物品の引渡しの時までにおいて、当該物品が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、物品の引渡し前に、前項の事由によって当該物品が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、物品を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第13条 乙は、次の次号に掲げるものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は物品を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員のその活動又はこれに類するものの。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれに類するもの。

(実地調査等)

第14条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、物品について利用状況の事実を証する証明書その他の資料を添えて物品の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第15条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金と

して甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したとき 売買代金の1割

(2) 第13条に定める義務に違反したとき 売買代金の3割

2 前項の違約金は次条第4項及び第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第13条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(解除権行使時の返還金等)

第17条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第16条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、物品が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第22条 乙は、本物品引渡し以後においては、十分な注意をもって本物品を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(協議事項)

第23条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の保管場所を管轄する裁判所において行うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

熊本県山鹿市山鹿987番地3
甲 山鹿市
代表者 山鹿市長 早田 順一

乙 住所

称号又は名称

代表者の職及び氏名

提出書類等チェックリスト

【 入札参加申込時 】

- ☐ ① 山鹿市物品売払一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）
- ☐ ② 証明書類
 個人：印鑑証明書
 法人：印鑑証明書及び法人登記現在事項証明書
- ☐ ③ 国税及び地方税の納税証明書（未納がない証明）
- ☐ ④ 暴力団等に該当しないことの誓約書（様式第 5 号）

【 入札書提出時 】

入 札 参加者	入札書を 提出される方	持参もしくは提出すべき書類等
個 人 の 場 合	本人が持参又は郵送する場合	☐ 入札保証金振込証明書（様式第 2 号） ☐ 入札書（様式第 3 号）
	代理人が持参する場合	☐ 入札保証金振込証明書（様式第 2 号） ☐ 入札書（様式第 3 号） ☐ 委任状（様式第 4 号）
法 人 の 場 合	代表権を有する者が持参又は郵送する場合	☐ 入札保証金振込証明書（様式第 2 号） ☐ 入札書（様式第 3 号）
	代理人が持参する場合	☐ 入札保証金振込証明書（様式第 2 号） ☐ 入札書（様式第 3 号） ☐ 委任状（様式第 4 号）

注意：入札保証金振込証明書（様式第 2 号）には、振込を依頼した金融機関の「振込受付書」（原本）を添付してください）

入 札 関 連 様 式

【 物品名：スズキ エブリィ（ジョイン） 】

- 1 山鹿市物品売払一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）
- 2 入札保証金振込証明書（様式第 2 号）
- 4 入札書（様式第 3 号）
- 5 委任状（様式第 4 号）
- 6 暴力団等に該当しないことの誓約書（様式第 5 号）

様式第 1 号

山鹿市物品売払一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

山鹿市長 早田 順一 様

申込人 住 所 _____

称号又は名称 _____

代表者の職及び氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

一般競争入札参加要領及び山鹿市物品売買契約書（案）の内容を承知の上、令和 8 年 1 1 月 1 0 日に実施される下記山鹿市物品の一般競争入札への参加を申し込みます。

記

物品の表示

物 品 名	スズキ エブリィ（ジョイン）
数 量	1 台
保管場所	山鹿市役所 公用車第 2 駐車場

（注）

- 1 申込人欄は、必ず記名（契約予定者名）・押印（印鑑登録済の印鑑）してください。
- 2 印鑑証明書（1 ヶ月以内に発行されたもの）を添付してください。
※法人の場合は法人登記現在事項証明書の添付も必要です。
- 3 納税証明書（国税及び地方税の未納がないことを証明する書類）を添付してください。
- 4 共有名義で参加する場合は、各名義人連記で記入願います。
- 5 暴力団に該当しないことの誓約書（様式第 5 号）を添付してください。

入札保証金振込証明書

令和 年 月 日

山鹿市長 早田 順一 様

申込人 住 所 _____

称号又は名称 _____

代表者の職及び氏名 _____ (印)

電話番号 _____

令和8年11月10日に執行される一般競争入札に係る入札保証金として金融機関の書類のとおり納付しました。

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じたときは、この保証金は次の口座に振り込んでください。

振込先	金融機関名	()銀行・金庫・() 本店・()支店
	預金種別	普通・当座・通知・()
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人氏名	

※ 裏面に金融機関の振込受付書を添付してください。

様式第2号裏面

金融機関の振込受付書の貼付箇所

※ 入札保証金を山鹿市の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関の「振込受付書」（原本）を確実に貼り付けてください。

入札保証金の振込に係る注意事項

- 1 入札保証金は、入札前までに山鹿市の預金口座に入金済となる必要があります。
入札前の平日（令和8年11月9日（月）午後3時まで）までに入金をお願いします。
（振込の際は、「至急扱い」と金融機関に申し出てください。）
- 2 振込を依頼した金融機関の「振込受付書」（原本）を「入札保証金振込証明書（様式第2号）」に添付して、提出してください。
- 3 入札保証金の取消又は変更はできません。開札の結果、返還すべき保証金は、あらかじめ申出のあった金融機関の口座へ振込みます。
- 4 入札保証金の振込先は次のとおりです。

金 融 機 関 名	肥後銀行 山鹿支店
預 金 種 別	普通
口 座 番 号	1 8 4 1 4 1 5
フリガナ	ヤマガシ

入札書

一般競争入札参加要領及び山鹿市物品売買契約書（案）の内容を承知の上、下記のとおり入札します。

記

○物品の表示

物 品 名	スズキ エブリイ（ジョイン）
数 量	1 台
保管場所	山鹿市役所 公用車第2駐車場

○入札金額

金 額		億	千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

入札者（委任者） 住 所 _____

称号又は名称 _____

代表者の職及び氏名 _____ (印)

代理人（受任者） 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

山鹿市長 早田 順一 様

（記載上の注意）

- 1 入札金額は消費税相当額を含んだ金額を記載してください。
- 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 入札者本人が入札する場合は、入札者の住所、称号又は名称、代表者の職及び氏名を記名押印（印鑑登録済の印鑑）してください。代理人欄は空欄で結構です。
- 代理人が入札書を持参する場合は、代理人は、委任者の住所、称号又は名称、代表者の職及び氏名を記入（押印不要）した上、代理人の住所、氏名欄に記名押印（委任状に押印した印鑑）し、委任状（様式第4号）を添付してください。
- 共有名義で参加する場合は、各名義人連記で記入し押印してください。

委 任 状

代理人（受任者） 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

私は、上記の者を代理人と定め、令和8年11月10日に実施される下記山鹿市物品の一般競争入札に関すること及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

物品の表示

物 品 名	スズキ エブリィ（ジョイン）
数 量	1 台
保管場所	山鹿市役所 公用車第2駐車場

令和 年 月 日

入札者（委任者） 住 所 _____
称号又は名称 _____
代表者の職及び氏名 _____ ⑩

山鹿市長 早田 順一 様

（注）

- 1 入札者（委任者）の印鑑は、印鑑登録済の印鑑を使用してください。
- 2 共有名義で契約予定の方は、入札者欄にその共有者となるすべての方の住所・氏名を記入し押印してください。

暴力団等に該当しないことの誓約書

令和 年 月 日

山鹿市長 早田 順一 様

申込人 住 所 _____

称号又は名称 _____

代表者の職及び氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

私は、次のことを誓約いたします。この誓約書が虚偽であることが判明した場合、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることがあっても、異議はありません。

- 1 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 2 私は、本誓約書の該当の有無を確認するため、山鹿市から追加資料の提出を求められたときは、指定された期日までに提出します。
- 3 私は、本誓約書の該当の有無を確認するため、山鹿市が本誓約書及び追加資料等を警察に提供することに同意します。
- 4 警察からの通報又は山鹿市からの照会に対する警察からの回答により、私が暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であることが確認された場合は、一般競争入札参加要領及び山鹿市物品売買契約書の条項により、契約の解除、損害賠償等の責を負います。